

かわさき国際友好使節設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、海外において自ら国際交流・協力プログラム(以下「プログラム」という。)を実施しようとする市民、団体を、かわさき国際友好使節(Kawasaki International Friendship Ambassador:略称名K.I.F.A.) (以下「K.I.F.A.」という。)として認定することにより、市民主体の国際交流を推進することを目的として、K.I.F.A.に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び要件)

第2条 K.I.F.A.の対象者は、川崎市内在住、在勤及び在学者個人又は川崎市内に活動拠点を持つ団体で、海外において自ら次の各号に掲げる内容を含むプログラムを行おうとする者とする。ただし、当該プログラムが営利及び私的な目的をもっているものは除く。

(1) 訪問都市の市民との交流

(2) 本市のイメージアップを図るためのPR

(申請)

第3条 K.I.F.A.の認定を受けようとする者は、認定申請書(第1号様式)を当該プログラム実施日の14日前までに市長に提出しなければならない。

(認定及び認定証の交付)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、プログラムの内容が訪問都市との友好親善及び本市のイメージアップに寄与すると認められる場合に、認定証及びK.I.F.A.カード(第2号様式)を交付するものとする。

(任期)

第5条 K.I.F.A.の任期は、プログラムを実施する期間とする。

(活動報告書の提出)

第6条 K.I.F.A.の認定を受けた者は、帰国後30日以内に活動報告書(第3号様式)を市長に提出しなくてはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、K.I.F.A.に関して必要な事項は総務企画局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。